

第 19 回 小川原湖水環境技術検討委員会

議 事 次 第

日時：令和 7 年 2 月 28 日（金）15:00～17:00

WEB会議

1. 開 会
2. 事務所長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長挨拶
5. 議事
 - (1) 前回（第 18 回）委員会指摘対応
 - (2) 近年の小川原湖の水質状況
 - (3) 水質変化の機構解明
 - (4) 覆砂関連
 - (5) ウエットランドモニタリング調査
6. その他
7. 閉 会

配付資料

- | | |
|------|---------------------|
| 資料－1 | 議事次第、出席者名簿、規約 |
| 資料－2 | 前回委員会指摘対応表 |
| 資料－3 | 小川原湖水環境技術検討委員会 資料 |
| 資料－4 | 小川原湖水環境技術検討委員会 参考資料 |
| 資料－5 | 青森県環境保全課 情報提供資料 |

第 19 回 小川原湖水環境技術検討委員会

出席者名簿

氏 名	所 属	出 欠
東 信行	弘前大学農学生命科学部長	参 加
今井 博之	青森県県土整備部河川砂防課長	参 加
大平 知秀	国土交通省東北地方整備局河川部河川環境課長	参 加
佐々木幹夫	八戸工業大学 名誉教授	参 加
清水野 豊	国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所長	参 加
田村 直明	青森県産業技術センター内水面研究所長	参 加
西田 修三	大阪大学 名誉教授	参 加
藤原 広和	八戸工業高等専門学校 環境都市・建築デザインコース 教授	参 加
眞家 永光	北里大学獣医学部 生物環境科学科 准教授	参 加

敬称略五十音順

小川原湖水環境技術検討委員会規約

(総則)

第1条 本規約は、小川原湖水環境技術検討委員会（以下「委員会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本委員会は、今後の小川原湖の適切な湖沼管理を実現するための水環境整備事業に関する全体事業計画を策定する際に必要な技術的助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表1の9名の委員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。

3 委員長は委員会を統括する。

4 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(技術的助言)

第4条 委員会は、小川原湖水環境全体事業計画に係る事項のうち、以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

(ア) 小川原湖水環境の目標像に関する事項

(イ) 水質浄化対策の目標と手法及び評価に関する事項

(ウ) 水環境監視体制に関する事項

(エ) その他、水環境全体事業計画に必要な事項

(委員会の成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(情報公開)

第6条 公開する情報及び情報公開の方法については委員会で定める。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省高瀬川河川事務所に置く。

(附則) 本規約は、平成21年 2月26日より適用する。

平成21年12月11日 改定

平成29年 9月 8日 改定

令和 2年 2月 3日 改定

令和 3年 2月26日 改定

別表 1

【小川原湖水環境技術検討委員会委員名簿】

氏 名	所 属	専門分野
東 信行	弘前大学農学生命科学部 教授	生態工学
今井 博之	青森県県土整備部河川砂防課長	河 川
大平 知秀	国土交通省東北地方整備局河川部河川環境課長	河 川
佐々木幹夫	八戸工業大学 名誉教授	水工水理学
清水野 豊	国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所長	河 川
田村 直明	青森県産業技術センター内水面研究所長	魚 類
西田 修三	大阪大学 名誉教授	環境水理学
藤原 広和	八戸工業高等専門学校 環境都市・建築デザインコース 教授	環境水理学
眞家 永光	北里大学獣医学部 生物環境科学科 准教授	陸水循環学

敬称略五十音順